

# 独立行政法人福祉医療機構法案の概要

特殊法人等改革基本法及び特殊法人等整理合理化計画に基づき、社会福祉・医療事業団の業務を承継する独立行政法人福祉医療機構を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等について定めるとともに、関係法律について所要の改正を行う。

## 1 概要

- (1) **法人の名称** 独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）とする。
- (2) **法人の目的**  
社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とする。  
厚生年金保険制度、船員保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。
- (3) **業務の範囲**  
機構は、その目的の達成のため、社会福祉施設・病院等融資事業、経営診断・指導事業、社会福祉事業に関する助成事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、福祉及び保健医療に関する情報システム整備事業及び年金担保融資事業を行う。
- (4) **資本金**  
機構の資本金は、全額政府出資とし、出資額は、機構が社会福祉・医療事業団から承継する資産の額から負債の額を差し引いた額とする。
- (5) **役員**  
機構に理事長1人、監事2人を置く。その他、理事4人以内を置くことができる。
- (6) **債券の発行及び長期借入金**  
イ 機構は、長期借入金及び債券を発行することができる。  
ロ 政府は、予算の範囲内において、機構の長期借入金及び債券に係る債務保証を行うことができる。  
ハ 機構は、貸付債権を担保とする債券を発行することができる。
- (7) **緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求**  
厚生労働大臣は、災害の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、福祉若しくは医療に係るサービスの安定的な提供を図るため、又は厚生年金等受給権者の生活の安定に資するため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、必要な措置をとることを求めることができる。

## 2 独立行政法人への移行に伴う措置

- (1) **権利義務の承継**  
社会福祉・医療事業団は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、その時ににおいて機構が承継する。
- (2) **社会福祉・医療事業団法の廃止**  
社会福祉・医療事業団法を廃止するとともに、所要の経過措置を講ずる。
- (3) **関係法律の一部改正等**  
年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律等の一部改正その他所要の規定の整備を行う。

## 3 施行期日

一部を除き公布の日（法人の設立は平成15年10月1日を予定。）

照会先

社会・援護局福祉基盤課（内線2866）